

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	川口市 児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

児童手当の支給に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

評価実施機関名

埼玉県川口市長

公表日

令和6年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>【児童手当等に関する事務】 児童手当法、同施行令及び同施行規則に基づき、中学校修了前(15歳到達後、最初の3月31日まで)の児童を養育しているかたに、児童手当及び特例給付(同附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下「児童手当」という。)の支給事務を行っている。</p> <p>・特定個人情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務に使用する。</p> <p>① 児童手当の認定請求書に関する請求を受理し、その届出に係る審査、認定を行う。 認定した申請者情報をシステム内に記録する。</p> <p>② 児童手当の額の改定に関する請求を受理し、その届出に係る審査、認定を行う。 認定した申請者情報をシステム内に記録する。</p> <p>③ 未支払の児童手当の請求に関する請求を受理し、その届出に係る審査、認定を行う。 認定した申請者情報をシステム内に記録する。</p> <p>④ 児童手当の現況届に関する請求を受理し、その届出に係る審査、認定を行う。 認定した申請者情報をシステム内に記録する。</p> <p>⑤ 対象者の申請に応じて口座振替を基本とし、支給事務を行う。</p> <p>⑥ ①～④の審査のために必要な情報を、市民課、市民税課等及び他市町村(情報提供ネットワーク)、又は関係機関へ照会する。または他市町村からの照会に対し児童手当に関する情報提供を行う。</p> <p>【低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給(令和4年3月31日終了)】 【令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和4年5月31日終了)】</p> <p>【令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給(令和5年3月31日終了)】</p> <p>【令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務(令和5年7月10日～令和6年3月31日まで)】 なお、本給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており(令和5年デジタル庁告示第4号)、給付金事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係情報等を取り扱うことが可能となっている。</p> <p>※事務に係る申請・届出等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を含む。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">・児童福祉システム・個人住民税システム・共通基盤システム(庁内用連携システム)・団体内統合宛名システム(宛名システム等)・税宛名管理システム・中間サーバ・既存住民基本台帳システム・サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者台帳ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>【児童手当等に関する事務】 番号法第9条第1項 別表第1の56項 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの</p> <p>※注…番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第44条</p> <p>【子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務(令和3年6月28日～令和4年3月31日まで)】 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 番号法別表第1の100の項 別表第1主務省令第73条</p> <p>【令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和3年12月17日～令和4年5月31日まで)】 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 番号法別表第一の100の項 別表第一主務省令第73条</p> <p>【令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務(令和4年6月20日～令和5年3月31日まで)】 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 番号法別表第一の100の項 別表第一主務省令第73条</p> <p>【令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務(令和5年7月10日～令和6年3月31日まで)】 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 番号法別表第一の101の項 別表第一主務省令第74条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[実施する]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	<p>児童手当等に関する事務 【別表第2における情報提供】 ・番号法第19条第8号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(児童手当関係情報)」が含まれる項) ・別表第2(第26・30・87・106の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19・44・53条</p> <p>【別表第2における情報照会】 ・番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができることとされている項) ・別表第2(第74・75の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条・第40条の2 ・公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの</p> <p>子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務(令和3年6月28日～令和4年3月31日まで) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・番号法第19条第8号及び別表第2(第121の項) ・別表第2主務省令(第59条の4)</p> <p>令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和3年12月17日～令和4年5月31日まで) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・番号法第19条第8号及び別表第2(第121の項) ・別表第2主務省令(第59条の4)</p> <p>令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務(令和4年6月20日～令和5年3月31日まで) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・番号法第19条第8号及び別表第2(第121の項) ・別表第2主務省令(第59条の4)</p> <p>令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務(令和5年7月10日～令和6年3月31日まで) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・番号法第19条第8号及び別表第2(第121の項) ・別表第2主務省令(第59条の4)</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	川口市 子ども部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係)〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係)〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月18日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	－	【別表第2における情報提供】（追加） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19・44条 【別表第2における情報照会】（追加） 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条	事後	根拠となる主務省令を追加記載するという形式的な変更であり、重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	I 関連情報－1特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	－	※事務に係る申請・届出等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を含む。	事前	子育てワンストップサービス本格運用開始前の見直しであり、重要な変更にあたらぬ。
平成29年10月25日	I 関連情報－1特定個人情報ファイルを取り扱う事務－③システムの名称	－	サービス検索・電子申請機能	事前	子育てワンストップサービス本格運用開始前の見直しであり、重要な変更にあたらぬ。
平成30年11月15日	I 関連情報－5評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	子ども育成課長 板倉 誠	子ども育成課長	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和1年6月28日	IVリスク対策	－	追加項目	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和2年10月22日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	【別表第2における情報提供】 ・別表第2(第26・30・87の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19・44条 【別表第2における情報照会】 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条	【別表第2における情報提供】 ・別表第2(第26・30・87・106の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19・44・53条 【別表第2における情報照会】 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条・第40条の2	事後	番号法及び主務省令の改正による変更であり、重要な変更には該当しない
令和2年10月22日	IIしきい値判断項目－1対象人数－いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	しきい値判断の再実施による変更であり、重要な変更には該当しない
令和2年10月22日	IIしきい値判断項目－2取扱者数－いつ時点の計測か	平成27年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	しきい値判断の再実施による変更であり、重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月2日	I 関連情報－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	<p>・児童手当法、同施行令及び同施行規則に基づき、中学校修了前(15歳到達後、最初の3月31日まで)の児童を養育しているかたに、児童手当及び特例給付(同附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下「児童手当」という。)の支給事務を行っている。</p> <p>・特定個人情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務に使用する。 以下略</p> <p>※事務に係る申請・届出等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を含む。</p>	<p>・児童手当法、同施行令及び同施行規則に基づき、中学校修了前(15歳到達後、最初の3月31日まで)の児童を養育しているかたに、児童手当及び特例給付(同附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下「児童手当」という。)の支給事務を行っている。</p> <p>・特定個人情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務に使用する。 以下略</p> <p>また、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関し、申請に基づく審査、支給決定などに関する事務を行う。(令和3年6月28日～令和4年3月31日まで) なお、本給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており(令和3年内閣府告示第70号)、給付金事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係情報等を取り扱うことが可能となっている。</p> <p>※事務に係る申請・届出等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を含む。</p>	事後	子育て世帯生活支援手区別給付金については、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活を支援するために支給するものであり、令和2年の所得情報の判明後、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である場合は、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされている。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月2日	I 関連情報－3個人番号の利用－法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第1の56項 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの</p> <p>※注…番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第44条</p>	<p>【児童手当等に関する事務】 番号法第9条第1項 別表第1の56項 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの</p> <p>※注…番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第44条</p> <p>【子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務(令和3年6月28日～令和4年3月31日まで)】 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 番号法別表第1の100の項 別表第1主務省令第73条</p>	事後	<p>子育て世帯生活支援手区別給付金については、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活を支援するために支給するものであり、令和2年の所得情報の判明後、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である場合は、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされている。</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月2日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	<p>【別表第2における情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(児童手当関係情報)」が含まれる項) ・別表第2(第26・30・87・106の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19・44・53条 <p>【別表第2における情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができることとされている項) ・別表第2(第74・75の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条・第40条の2 	<p>児童手当等に関する事務</p> <p>【別表第2における情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(児童手当関係情報)」が含まれる項) ・別表第2(第26・30・87・106の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19・44・53条 <p>【別表第2における情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができることとされている項) ・別表第2(第74・75の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条・第40条の2 <p>子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務(令和3年6月28日～令和4年3月31日まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・番号法第19条第8号及び別表第2(第121の項) ・別表第2主務省令(第59条の4) 	事後	<p>番号法及び主務省令の改正による変更であり、重要な変更には該当しない。</p> <p>子育て世帯生活支援手区別給付金については、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活を支援するために支給するものであり、令和2年の所得情報の判明後、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である場合は、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされている。</p>
令和4年3月2日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	子ども育成課長	子育て支援課長	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月7日	I 関連情報－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	<p>・児童手当法、同施行令及び同施行規則に基づき、中学校修了前(15歳到達後、最初の3月31日まで)の児童を養育しているかたに、児童手当及び特例給付(同附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下「児童手当」という。)の支給事務を行っている。</p> <p>・特定個人情報、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務に使用する。 以下略</p> <p>また、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関し、申請に基づく審査、支給決定などに関する事務を行う。(令和3年6月28日～令和4年3月31日まで) なお、本給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており(令和3年内閣府告示第70号)、給付金事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係情報等を取り扱うことが可能となっている。</p> <p>※事務に係る申請・届出等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を含む。</p>	<p>・児童手当法、同施行令及び同施行規則に基づき、中学校修了前(15歳到達後、最初の3月31日まで)の児童を養育しているかたに、児童手当及び特例給付(同附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下「児童手当」という。)の支給事務を行っている。</p> <p>・特定個人情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務に使用する。 以下略</p> <p>また、 ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給(令和3年6月28日～令和4年3月31日まで) ・令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和3年12月17日～令和4年5月31日まで) に関し、申請に基づく審査、支給決定などに関する事務を行う。 なお、本給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており(令和3年内閣府告示第70号)、給付金事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係情報等を取り扱うことが可能となっている。</p> <p>※事務に係る申請・届出等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を含む。</p>	事後	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務に係る特定個人情報保護評価の手続については、給付主体が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である場合には、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされている。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月7日	I 関連情報－3個人番号の利用－法令上の根拠	<p>【児童手当等に関する事務】 番号法第9条第1項 別表第1の56項 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの</p> <p>※注…番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第44条</p> <p>【子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務(令和3年6月28日～令和4年3月31日まで)】 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 番号法別表第1の100の項 別表第1主務省令第73条</p>	<p>【児童手当等に関する事務】 番号法第9条第1項 別表第1の56項 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの</p> <p>※注…番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第44条</p> <p>【子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務(令和3年6月28日～令和4年3月31日まで)】 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 番号法別表第1の100の項 別表第1主務省令第73条</p> <p>【令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和3年12月17日～令和4年5月31日まで)】 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 番号法別表第一の100の項 別表第一主務省令第73条</p>	事後	<p>特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務に係る特定個人情報保護評価の手続については、給付主体が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である場合には、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされている。</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月7日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	<p>児童手当等に関する事務 以下略</p> <p>【別表第2における情報照会】 ・番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができることとされている項) ・別表第2(第74・75の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条・第40条の2</p> <p>子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務(令和3年6月28日～令和4年3月31日まで) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・番号法第19条第8号及び別表第2(第121の項) ・別表第2主務省令(第59条の4)</p>	<p>児童手当等に関する事務 以下略</p> <p>【別表第2における情報照会】 ・番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができることとされている項) ・別表第2(第74・75の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条・第40条の2</p> <p>子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務(令和3年6月28日～令和4年3月31日まで) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・番号法第19条第8号及び別表第2(第121の項) ・別表第2主務省令(第59条の4)</p> <p>令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和3年12月17日～令和4年5月31日まで) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・番号法第19条第8号及び別表第2(第121の項) ・別表第2主務省令(第59条の4)</p>	事後	<p>特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務に係る特定個人情報保護評価の手続については、給付主体が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である場合には、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされている。</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月28日	I 関連情報－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	<p>【児童手当等に関する事務】 (略)</p> <p>【低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給(令和4年3月31日終了)】 【令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和4年5月31日終了)】</p>	<p>【児童手当等に関する事務】 (略)</p> <p>【低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給(令和4年3月31日終了)】 【令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和4年5月31日終了)】</p> <p>【令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関し、申請に基づく審査、支給決定などに関する事務を行う(令和4年6月20日～令和5年3月31日まで)】 なお、本給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており(令和4年デジタル庁告示第2号)、給付金事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係情報等を取り扱うことが可能となっている。</p> <p>※事務に係る申請・届出等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を含む。</p>	事後	<p>特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務に係る特定個人情報保護評価の手続については、給付主体が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である場合には、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされている。</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月28日	I 関連情報－3個人番号の利用－法令上の根拠	<p>【児童手当等に関する事務】 (略)</p> <p>【子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務(令和3年6月28日～令和4年3月31日まで)】 (略)</p> <p>【令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和3年12月17日～令和4年5月31日まで)】 (略)</p>	<p>【児童手当等に関する事務】 (略)</p> <p>【子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務(令和4年3月31日終了)】 (略)</p> <p>【令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和3年12月17日～令和4年5月31日まで)】 (略)</p> <p>【令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務(令和4年6月20日～令和5年3月31日まで)】 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 番号法別表第一の100の項 別表第一主務省令第73条</p>	事後	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務に係る特定個人情報保護評価の手続については、給付主体が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である場合には、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされている。
令和4年12月28日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	<p>児童手当等に関する事務</p> <p>【別表第2における情報照会】 (略)</p> <p>子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務(令和3年6月28日～令和4年3月31日まで) (略)</p> <p>令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和3年12月17日～令和4年5月31日まで) (略)</p>	<p>児童手当等に関する事務 (略)</p> <p>【別表第2における情報照会】 (略)</p> <p>・公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの</p> <p>子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務(令和4年3月31日終了) (略)</p> <p>令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和3年12月17日～令和4年5月31日まで) (略)</p> <p>令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務(令和4年6月20日～令和5年3月31日まで) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・番号法第19条第8号及び別表第2(第121の項) ・別表第2主務省令(第59条の4)</p>	事後	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務に係る特定個人情報保護評価の手続については、給付主体が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である場合には、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされている。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月11日	I 関連情報－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	<p>【児童手当等に関する事務】 (略)</p> <p>【低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給(令和4年3月31日終了)】</p> <p>【令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和4年5月31日終了)】</p> <p>【令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関し、申請に基づく審査、支給決定などに関する事務を行う(令和4年6月20日～令和5年3月31日まで)。 なお、本給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており(令和4年デジタル庁告示第2号)、給付金事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係情報等を取り扱うことが可能となっている。</p> <p>※事務に係る申請・届出等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を含む。</p>	<p>【児童手当等に関する事務】 (略)</p> <p>【低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給(令和4年3月31日終了)】</p> <p>【令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和4年5月31日終了)】</p> <p>【令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関し、申請に基づく審査、支給決定などに関する事務を行う(令和4年6月20日～令和5年3月31日まで)。 (略)</p> <p>【令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務(令和5年7月10日～令和6年3月31日まで)】</p> <p>なお、本給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており(令和5年デジタル庁告示第4号)、給付金事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係情報等を取り扱うことが可能となっている。</p> <p>※事務に係る申請・届出等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を含む。</p>	事後	<p>特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務に係る特定個人情報保護評価の手続については、給付主体が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である場合には、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされている。</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月11日	I 関連情報－3個人番号の利用－法令上の根拠	<p>【児童手当等に関する事務】 (略)</p> <p>【子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務(令和4年3月31日終了)】 (略)</p> <p>【令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和3年12月17日～令和4年5月31日まで)】 (略)</p> <p>【令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務(令和4年6月20日～令和5年3月31日まで)】 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 番号法別表第一の100の項 別表第一主務省令第73条</p>	<p>【児童手当等に関する事務】 (略)</p> <p>【子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務(令和4年3月31日終了)】 (略)</p> <p>【令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和3年12月17日～令和4年5月31日まで)】 (略)</p> <p>【令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務(令和4年6月20日～令和5年3月31日まで)】 (略)</p> <p>【令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務(令和5年7月10日～令和6年3月31日まで)】 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 番号法別表第一の101の項 別表第一主務省令第74条</p>	事後	<p>特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務に係る特定個人情報保護評価の手続については、給付主体が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である場合には、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされている。</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月11日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	<p>児童手当等に関する事務 (略)</p> <p>【別表第2における情報照会】 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの <p>子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務 (令和4年3月31日終了) (略)</p> <p>令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和3年12月17日～令和4年5月31日まで) (略)</p> <p>令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務(令和4年6月20日～令和5年3月31日まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・番号法第19条第8号及び別表第2(第121の項) ・別表第2主務省令(第59条の4) 	<p>児童手当等に関する事務 (略)</p> <p>【別表第2における情報照会】 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの <p>子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務 (令和4年3月31日終了) (略)</p> <p>令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和3年12月17日～令和4年5月31日まで) (略)</p> <p>令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務(令和4年6月20日～令和5年3月31日まで) (略)</p> <p>令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務(令和5年7月10日～令和6年3月31日まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・番号法第19条第8号及び別表第2(第121の項) ・別表第2主務省令(第59条の4) 	事後	<p>特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務に係る特定個人情報保護評価の手續については、給付主体が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である場合には、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされている。</p>